松江地方裁判所委員会(第21回)議事概要

第1 日時

平成23年10月31日(月)午後1時30分~午後4時00分

第2 場所

松江地方裁判所大会議室

第3 出席者

(委員) 石倉東政子,遠藤昇三,勝谷有史,栗原昌子,島田義久, 多久和厚,谷口知子,中川修一,中村夏樹,古田 浩, 森田邦郎,横山泰造 (五十音順敬称略)

(事務担当者) 藤井事務局長,長谷民事首席書記官,佐々井刑事首席書記官 田河総務課長,齊藤総務課庶務係長

第4 議事

- 1 委員長(松江地方裁判所長)挨拶
- 2 委員自己紹介
- 3 松江地方裁判所委員会の運営に関する事項について
 - (1) 委員会の招集について 委員会は委員長が招集する。委員会は年2回程度開催する。
 - (2) 議事の公開について 報道機関(司法記者クラブ加盟社)に対し、公開する。ビデオ、カメラ取 材は冒頭のみとする。
 - (3) 議事録の公開について 議事概要を作成し、出席委員が確認した上、ホームページに掲載して公開する。

なお、議事概要には発言した委員の氏名等は掲載しない。

- 4 ビデオ上映「知っていますか?裁判所」 裁判所紹介の広報用ビデオの視聴
- 5 裁判所に関する説明
 - (1) 松江地方裁判所の管轄等に関する説明
 - (2) 松江地方裁判所における裁判員裁判の実施状況等に関する説明
- 6 庁舎新営に関する情報提供

藤井事務局長から次の点について説明

- (1) 工事の進捗状況, 今後の予定
- (2) 新営庁舎の外観等のイメージ、デザインコンセプト
- 7 庁舎見学

法廷. 調停室等の見学

8 意見交換 別紙のとおり

- 9 次回の意見交換テーマ 松江地方裁判所のウェブサイトの在り方について
- 10 次回開催日時 平成24年2月7日(火)午後1時30分~午後4時00分

(別紙)

広報ビデオ視聴及び庁舎見学を終えての感想等について

【発言者の表示=●委員長、○委員、■事務担当者】

- 現在工事中の新庁舎では配慮されるだろうと思うが、現在の庁舎は、障がい者 にとって利用しづらく、障がい者を除外視しているという印象を持った。
- 当庁では、可能な限り障がい者の方に対する配慮をしている。庁舎新営工事の都合上、現在、一般来庁者用の駐車場がないが、正面玄関先に障がい者専用駐車場を2台分確保している。また、車椅子用のスロープ、エレベーターを利用していただければ、車椅子であっても行きたい所に行くことができる形にしているし、車椅子でお越しでない方に対しても、車椅子を正面玄関内に用意し、受付で声をかけていただければ最低限の介助等はさせていただく態勢をとっている。
- 以前,視覚障がい者の方から視覚障がい者にとっては使いづらい建物であるとの御指摘を受け、庁舎内の各所に点字ブロックや点字の表示を設けた。あと三年経ったら解体する建物であっても、可能な範囲で、配慮しなければいけないと考えている。新庁舎についても具体化してくれば、説明をさせていただく予定であり、御意見等あればお寄せいただきたい。
- 庁舎の中に入ると目的に応じた誘導の表示があるが、庁舎に入る前の入口付近 から誘導できるようにしてもいいのではないか。ウェブサイトでも分かりやすく 表示し、早い段階で目的の手続にたどりつけるように誘導すべきである。
- 裁判所に掲示されているポスターを見ると、男性と女性の裁判員の数が同じ数だったが、先ほど視聴したビデオでは裁判官であれば男性だったり、受付は必ず女性だったりしていたので、ジェンダーに対する配慮があってもいいと思った。また、裁判所を一般の方に身近に感じていただくために広報しようとしているのか、どういった裁判所を目指そうとしているのか、自分自身よく分からない。
- 今後の広報活動等においては、ジェンダーにも十分配慮しながら、あるべき裁判所を考えて取り組みたいと考えている。
- 民間の方の意見を裁判所の運営に活かしていこうという姿勢は感じたが、民間 への周知が弱いのではないかと思う。例えば、調停委員になるにはどうしたらよいかなどの告知は全くなされておらず、任命までの過程が非常に不明瞭であると 思う。
- 裁判員裁判は長い広報期間があったが、それ以外の場面における広報の仕方については、いただいた御意見を参考にしながら検討したい。
- 民事事件について、一般の方が裁判所に来て、調停や裁判の申立てはできるのか。またそういったケースは多いか。
- 弁護士を強制するようなシステムではなく、本人訴訟も実際にあり、調停は本人が直接申立てされる例が多い。また裁判所に来られるまでには、弁護士や司法書士、司法支援センターや行政の窓口等で相談した上で来られるのではないか。
- 事件の内容にもよるが、民事事件手続については、本人でもできることを説明

- して、弁護士費用をかけてでも弁護士に頼みたいということであれば受任する。 費用の面で難しければ、法テラスの扶助手続、立替制度を紹介している。
- 正面玄関に案内表示が少ないという話があったが、現在の案内であれば裁判所に来てもどこへ行けばいいか分からないと思う。代理人がついていれば、目的の場所へ容易に行けるであろうが、どこに行って何をどう相談したらいいのか分からないし、敷居も高い感じがするので、あまり一般の人は裁判所に来ないのではないかと思った。一般の人がどういう形で相談窓口を見つけ、適切な相談を受けることができるのだろうか。
- O 弁護士会でも相談会をやっているが、各行政機関や社会福祉協議会といった様々な機関で相談会を定期的に開催しているようである。これらの相談を経て裁判所につながっていくのではないか。困っているから誰かに相談しようという最初のアクションは本人が起こさないといけないが、どこかに相談すれば弁護士や裁判所につながっていくという連携は、一昔前に比べれば出来てきているのではないか。
- 正面玄関に入って右手にスタンドがあったと思うが、そこに職員が常駐しており、声をかけていただければ、目的の場所を案内する態勢をとっている。
- 私は以前民事手続を本人で申立てたことがあるが、相手は弁護士がついていたせいか、非常にやりにくかったことを憶えている。裁判官も中立であるはずが、 どちらかというと、一般人に対しては丁寧に扱われてないような印象を受け、裁判所は一般人が来る場所ではないと感じた。
- 開けた裁判所にするということが前提ならば、「個人でも訴訟ができますよ。」、「結論は出せないけど、サポートはできますよ。」といった裁判所の在り方もあるのではないかと思う。裁判所の手続は、個人では非常に難しいが、それでも出来るという場所であってほしいと思う。
- 本人訴訟等の場合には、裁判所としても後見的な働きをある程度しなくてはいけないと考えているが、その後見的な配慮が一方に肩入れしているように見えてはいけないということもあり、後見的な配慮がどこまでできるかというのはケースバイケースにならざるを得ない。
- 〇 開かれた裁判所を前提とするのであれば、本人申立てを考えている方に対して、 各種手続の説明だけでなく、もっとサポートがあってもいいのではないか
- 一般的に使える訴状などの書式は受付窓口に用意しているし、裁判所のホームページにも掲載している。現在も書式等をより充実させる方向で準備しているが、具体的にどう記載するかは教示することができないので、現段階では書式の形式の提示や必要書類の説明にとどまっている。
- 以前,民事訴訟で証人を経験したことがあり、その時はお互いに弁護士がついていたが、弁護士などの代理人がつかない場合は、裁判とはどういう流れで、どれくらいの時間を要するかなど、裁判所からの説明を受けないと分からないのではないか。私が証人として裁判に参加した際も、そのような説明はなく、これか

ら何が始まるのだろうか、裁判が今どういう状況かなどよく分からなかった。

- 証人の方に手続の流れなどを説明することに関しては、当事者の弁護士である 代理人がどの程度説明するかにかかっているのではないかと考える。裁判官が直 接手続の見通し等について説明するということは基本的にはないのではないか。
- 法律のルールも用語も分からない中で、本人と弁護士をつけている当事者間の 訴訟はそもそも勝負というか論戦が成立しないのではないか。裁判制度を国民に とってより身近なものにして、そういった本人訴訟を増やしていく方がいいので あれば、その為の方策を考えないといけないと思うが、そういうことでもないの ではないか。
- 裁判所は少なくとも事件を掘り起こしていくというスタンスではない。法曹人口が増えてくることによって、事件が増加することになれば、増えた事件に対応できるだけの態勢を取らなくてはならない。本人訴訟に対しては、なるべく分かりやすいような形で、可能な限りサポートしていかなくてはいけないと考えるが、その範囲は公平性を害しない限度にならざるを得ない。
- 先ほどジェンダーバイアスの話があったが、配布されたパンフレットにはかなり女性が登場しているので、よく配慮されていると感じた。しかし、法制度そのものにジェンダーバイアスがあり、司法の過程において様々なジェンダーバイアスがあると思う。松江地方裁判所レベルでジェンダーについてどのような問題があるのかというのを検討するのも今後の意見交換におけるテーマになりうるのではないか。

以上